

# 重要なお知らせ

## 選定療養費の金額改定について

令和4年10月1日より、診療報酬改定等に伴い、初再診時及び休日・時間外の選定療養費金額について、以下のとおり改定を行います。

種類	対象者	改定前	改定後
初診時	初診の際、他医療機関からの診療情報提供書（紹介状）をお持ちにならず受診された方	5,500円 （税込）	7,700円 （税込）
再診時	当院担当医が他医療機関への紹介を申し出た後も、紹介状なしに当院を受診された方	2,750円 （税込）	3,300円 （税込）
休日・時間外	緊急の必要性がなく、時間外に当院を受診された方	5,500円 （税込）	7,700円 （税込）

※支払の対象とならない場合（例）

### 【初診時選定療養費】

- ・他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ・救急受診された場合（急を要しない時間外受診は除く） など

### 【再診時選定療養費】

- ・救急受診された場合（急を要しない時間外受診は除く） など

診察受付等において、当院職員よりご説明、ご確認させていただく場合がございます。

なお、初再診時に選定療養費をお支払いいただいた場合は、初診料（288点）及び外来診療料（74点）からそれぞれ200点、50点が控除される仕組みとなっています。

日常の診療については身近なかかりつけ医（診療所・クリニック）をご利用いただき、専門的な検査や治療・手術などが必要な場合には「かかりつけ医」からの紹介により大病院を受診するという仕組みであり、大病院に患者さんが集中しないように、また大病院がより重症者の診療に専念できるように、国が病院とかかりつけ医との役割分担を進めています。

ご理解とご協力をお願いします。